



# こうちあったかパーキング制度

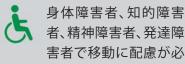
身体などに障害のある方や高齢などで 移動に配慮が必要な方、けが人や妊産婦 など一時的に移動に配慮が必要な方に、必 要な駐車スペースを確保できるようにする 県の制度をご紹介します。

ち 支生えき 合う を

## 制度を利用できるのは?

### 利用対象者

#### 期間



者、精神障害者、発達障 害者で移動に配慮が必 要であると認められる方



要介護認定を受けた高 齢者または難病患者

交付対象者としての基 準に該当しなくなるまで の期間



けがなどにより、一時的 に移動に配慮が必要で あると認められる方

診断書などにより、必要



一時的に移動に配慮が 必要であると認められ る方(妊産婦)

と認められる期間

産前7か月から産後1年 までの方(ただし、産後 は1歳未満の子どもを 同伴する場合に限る)

## どこに車を停められるの?

協力施設・事業所として登録された公共 施設や病院、店舗などで、右の「こうちあった かパーキングステッカー」が貼られた駐車場 や車いすマークの表示があるスペースに停 めることができます。

また、利用証は高知県以外でも、同様の制 度を実施している府県・市の駐車場を利用 する「相互利用」ができます。詳しくは県の ホームページをご確認ください。





d

M M A

バーキング利用版(高知県建古の 等用駐車選利用版)をお持ちのか が利用できます。

O ANN

## 申請方法

利用証交付申請書と対象者であることの 証明書類(各種手帳、診断書など)を下記 のいずれかに提出してください。

■県障害保健福祉課(☎088-823-9663)… 即日交付できます。

県中央東福祉保健所(☎53-3173)… 即日交付できます。

- ※郵送申請の場合は、県障害保健福祉課に 送付してください
- ■市福祉事務所(高齢者は高齢者介護課、 妊産婦は健康対策課で受け付けます)… 申請後、1週間ほどで県から自宅へ郵送 します。

利用証は車のルー ムミラーにかけるな どして、外から見え るようにして停めて くださいね。



### で協力ください

『こうちあったかパーキング制度』 をはじめ、障害者等用駐車場の利用 は、一人ひとりのゆずりあいの心で成 り立ちます。本当に必要な人が駐車場 を利用できるよう、また駐車可能台数 にも限りがありますから、お互いに協 力しあって、適正に利用しましょう。

# 相手がいる事故などで国保を 使って治療する時には届け出を!

交通事故や傷害事件などでけがをした場合の治療費は、本来、加害者(第三者といいま す)が負担するべきものですが、届け出をすることで、国保を使って治療を受けることがで きます。この場合、香南市国保が一時的に医療費の立替払いを行い、あとから加害者に費用 を請求します(双方が負傷した場合はお互いが被害者でありながら、加害者となります)。



市民保険課 公57-8506

## ●注意点と治療費支払いのながれ

### 「国保を使える例」

●交通事故、けんか、ペットによる傷 害などでかかった治療費

### (このような場合国保は使えません)

- ●業務上のケガや飲酒運転・無免許 運転などでけがを負った場合
- ●届け出をする前に加害者と示談を していた場合
- ●加害者からすでに治療費全額を受 け取っている場合

## ∼治療費支払いのながれ~



医療機関 🥏



(2)治療を受ける







加害者 (第三者)

※事故などで緊急性がある場合、治療を受けた後に届け出ても結構です

## ■届け出に必要なもの

- ①「国保被保険者証」「印かん」
- ②「第三者行為による傷病届」(窓口にあります)
- ③交通事故の場合は警察からもらう「事故証明書」



# 相手との 示談は慎重に!

相手に過失があるにも関わ らず、「今後治療費の請求をしない」と いった内容の示談をしてしまうと、香南市 国保が加害者側(第三者)に請求できなく なり、国保を使用して治療を受けることが できなくなる場合があります。

また、場合によっては、市が負担した医 療費の返還を求めることがあります。加害 者側と示談をする前に、国保の窓口にご 相談ください。